# 77 定時株主総会 第 招集ご通知



2022年8月30日(火曜日) 午前10時開会



三協立山株式会社 本社 ショウルーム 2 階大ホール

富山県高岡市早川70番地

※末尾記載の「株主総会会場案内図」をご参照ください。

決議 事項 第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役 (監査等委員である

取締役を除く) 7名選任の件

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をご検討のうえ、極力、当日のご来場をお控えいただきますようお願い申しあげます。詳細は、「当社株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について」をご確認ください。

# **华三協立山株式会社**

三協立山株式会社

証券コード:5932

# 株 主 各 位

富山県高岡市早川70番地三協立山株式会社代表取締役社長平能正三

# 第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をご検討のうえ、極力、当日のご来場をお控えいただきますようお願い申しあげます。なお、議決権を事前に行使いただく場合は、後記株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2022年8月29日(月曜日)午後5時20分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2022年8月30日 (火曜日) 午前10時
- 2. 場 所 富山県高岡市早川70番地

三協立山株式会社 本社 ショウルーム 2 階大ホール

3. 目的事項

報告事項 第77期(2021年6月1日から2022年5月31日まで)事業報告、連結計算書類 及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果

以い計算書類の内谷业のに会計監査人及の監査寺安員会の建結計算 84.0.4

報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 7名選任の件

以上

<sup>○</sup>当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

<sup>○</sup>本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.st-grp.co.jp/)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

<sup>○</sup>事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.st-grp.co.jp/)に掲載させていただきます。

# 当社株主総会における 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

以下のとおりご案内いたします。株主の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

# <株主の皆さまへのお願い>

- ・本株主総会の議決権行使につきましては、書面またはインターネット等による事前行 使を積極的にご利用いただき、極力、当日のご出席はお控えいただくことをお願い申 しあげます。特に、基礎疾患のある方、妊娠中の方、体調にご不安のある方におかれ ましては、ご出席を見合わせていただくようお願いいたします。
- ・物を媒介した感染リスクの低減のため、**お土産の配付を取り止めさせていただきます ので、ご了承願います**。

## <ご来場される株主の皆さまへのお願い>

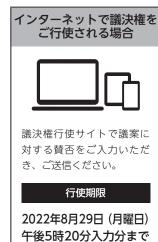
- ・会場に入場される際は、**マスク着用や手指の消毒にご協力ください**。また、本株主総会の運営スタッフもマスク着用で対応させていただきます。
- ・会場入口にて**検温を行い、発熱がないことを確認させていただきます。検温により、 発熱のある方に対してご入場をお断りする場合もございますので、予めご了承ください。** また、体調不良とお見受けする方には運営スタッフがお声掛けをさせていただく 場合がございます。
- ・会場の座席は従来よりも間隔を空けて配置いたしますので、会場内席数に限りが生じますことをご了承ください。
- ・感染拡大防止のため、総会終了後の新高岡駅行き送迎バスの運行はいたしません。
- ※なお、本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページ (https://www.st-grp.co.jp/) でお知らせいたします。

## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

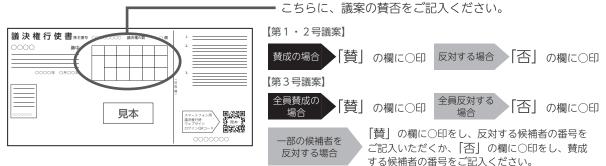
議決権行使には以下の3つの方法がございます。







## ■議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使のお取り扱いについて

議決権行使書用紙において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

#### ■インターネット等による議決権行使のご案内

#### QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



#### 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

#### 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

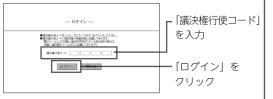
議決権行使

ウェブサイト https://www.web54.net

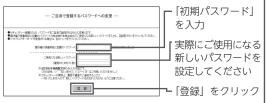
1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。



三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル) (受付時間 午前9時~午後9時)

※インターネット等による議決権行使と議決権行使書の郵送による議決権行使が重複してなされた場合は、インターネット等によるものを有効として取り扱わせていただきます。

※インターネット等により複数回議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効として取り扱わせていただきます。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

# 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、下記のとおり1株あたり5円とさせていただきたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

- 配当財産の種類
   金銭
- 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金5円 総額157,296,820円
- 3. 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年8月31日

# 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1)新規事業として取り組んでいる植物工場に関する事業を拡大していくにあたり、事業目的の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるため、当社現行定款第2条(目的)について事業目的を追加するものであります。
- (2)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。
  - ①変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ②変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

	(
現行定款	変 更 案
第1条(条文省略)	第1条(現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条   当会社は、次の事業を営むことならびに次の	第2条(現行どおり)
事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国	
会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活   動を支配・管理することを目的とする。	
期々文癿・管理することを目的とする。   (1)~(25)(条文省略)	(1)~(25)(現行どおり)
(新設)	(26)植物工場および関連設備に関する開発、建設の請
(MIDA)	負、設計、施工、販売、ならびに植物工場運営、種・
	肥料その他の運用資材の開発および販売
(26)~(27) (条文省略)	<u>(27)</u> ~ <u>(28)</u> (現行どおり)
第3条~第17条(条文省略)	第3条〜第17条(現行どおり)

(下線は変更部分)

	(ト線は変更部分)_
現行定款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし 提供)	(削 除)
第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類	
に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令	
に定めるところに従いインターネットを利用する方法 で開示することにより、株主に対して提供したものと	
<u>みなすことができる。</u>	
(新設)	(電子提供措置等)
	第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措
	置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省
	令で定めるものの全部または一部について、議決権の 基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する
	書面に記載しないことができる。
第19条~第42条(条文省略)   (新設)	第19条〜第42条(現行どおり)   (附則)
VIIIDA	1. 変更前定款第18条(株主総会参考書類等のイン
	ターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定 款第18条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月
	1日から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日まで
	に開催される株主総会については、変更前定款第18
	条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみな   し提供)は、なお効力を有する。
	3. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した
	日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

# 第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く) 7名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く) 7名が任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く) 7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏	名		当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	再任	平能	しょう ぞう		当社代表取締役社長 社長執行役員 三協マテリアル社 社長	160/160
2	再任	馬崎	**EL		当社代表取締役 副社長執行役員 経営企画統括室、改革推進統括室、国際事業 統括室、経営監査部担当 兼 国際事業管掌	160/160
3	再任	池田	かず ひと <b>【</b>		当社取締役常務執行役員 タテヤマアドバンス社 社長	160/160
4	再任	<b>元</b>	たか ひろ 孝博		当社取締役常務執行役員 三協アルミ社 社長	150/160
5	再任	*b だ 古田	Da あき <b>経晃</b>		当社取締役常務執行役員 総務人事統括室長 兼 情報システム統括室長	160/160
6	再任	久保田	健介		当社取締役常務執行役員 財務経理統括室長	160/160
7	新任	吉川	美保	社外独立	_	_

■ 生年月日

1958年4月28日生

■所有する当社株式数

普通株式18.700株

再 任

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月 三協アルミニウム工業㈱入社 2008年6月 三協立山アルミ㈱千葉支店長 2011年6月 同社ビル事業部ビル建材部長

2012年6月 当社三協アルミ社 ビル事業部ビル建材部長

2014年6月 当社三協アルミ社 事業役員 2015年8月 当社取締役 執行役員

2017年6月 当社取締役 執行役員 三協マテリアル社 社長

兼国際事業 事業役員

2018年6月 当社取締役 執行役員 国際事業統括室長 兼国際事業代表兼三協マテリアル社 社長 2019年6月 当社取締役 執行役員 三協マテリアル社 社長

2019年8月 当社取締役 専務執行役員 三協マテリアル社 社長

兼国際事業管掌

2020年6月 当社取締役 専務執行役員 国際事業統括室担当

兼三協マテリアル社 社長兼国際事業管掌

2020年8月 当社代表取締役社長 社長執行役員

三協マテリアル社社長

(現在に至る)

#### 選任の理由

同氏は、主に建材営業関係業務に従事し、現在代表取締役社長 社長執行役員及び社内カンパニーの三協マテリアル社の社長を務めて おります。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするもの であります。



さとし

■ 生年月日

1955年11月13日生

■所有する当社株式数

普诵株式8.800株

(現在に至る)

再 任

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月 三協アルミニウム工業㈱入社 2018年6月 当社取締役 経営企画統括室長兼改革推進部担当 2005年4月 同社人事部長 2019年8月 当社取締役 常務執行役員 経営企画統括室長 2005年8月 三協・立山ホールディングス㈱経営企画室部長 兼改革推進部担当 兼三協アルミニウム丁業(株)経営企画室部長 2020年8月 当社代表取締役 副社長執行役員 経営企画統括室 2006年6月 三協・立山ホールディングス㈱経営企画室部長 兼国際事業統括室兼経営監査部兼改革推進部担当兼 兼三協立山アルミ㈱経営企画部長 国際事業管堂 2008年6月 三協立山アルミ㈱調達本部副本部長 2021年6月 当社代表取締役 副社長執行役員 経営企画統括室 2009年6月 同社調達本部長 兼国際事業統括室兼経営監査部担当兼国際事業管堂 2012年6月 当社三協アルミ社 東海住宅建材支店長 2022年6月 当社代表取締役 副社長執行役員 経営企画統括室 2015年6月 当社総務人事統括室長 兼改革推進統括室兼国際事業統括室兼経営監査部担 2015年8月 当社取締役 総務人事統括室長 当兼国際事業管堂 2017年8月 当社取締役 総務人事統括室長兼経営監査部担

#### 選任の理由

同氏は、建材営業・技術開発・人事・経営企画・購買等関係業務に従事し、現在、代表取締役 副社長執行役員を務めております。当 社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

3 池田

かず ひと

■ 生年月日1958年6月2日生

■所有する当社株式数

普通株式2,500株

再 任

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月 立山アルミニウム工業㈱入社

2009年3月 タテヤマアドバンス㈱大阪商業施設支店長

2010年6月 同社大阪支店長

2012年6月 当社タテヤマアドバンス社 大阪支店長

2014年6月 当社タテヤマアドバンス社 東京商業施設支店

₹

2016年6月 当社タテヤマアドバンス社 事業役員 営業統括室統

括室長

2017年6月 当社タテヤマアドバンス社 社長

2017年8月 当社取締役 執行役員 タテヤマアドバンス社 社長

2020年8月 当社取締役 常務執行役員 タテヤマアドバンス社

社長

(現在に至る)

#### 選任の理由

同氏は、商業施設営業・経営企画関係業務に従事し、現在、当社社内カンパニーのタテヤマアドバンス社の社長を担当しております。 当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

4



\*\*\*\* ひろ **孝博** 

■生年月日

1958年5月4日生

■所有する当社株式数

普通株式9,200株

再任

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月 三協アルミニウム工業㈱入社

2009年6月 三協立山アルミ㈱富山支店エクステリア部長

2011年11月 同社北陸支店長

2013年6月 当計三協アルミ計 九州支店長

2017年6月 当社三協アルミ社 エクステリア事業部長

2019年6月 当社三協アルミ社 副社長兼エクステリア事業部長

2020年6月 当社三協アルミ社 副社長

2020年8月 当社取締役 常務執行役員 三協アルミ社 社長

(現在に至る)

#### 選任の理由

同氏は、主に建材の営業関係業務に従事し、現在当社社内カンパニーの三協アルミ社社長を務めております。当社での豊富な業務経験とグループ経営全般に関する知見を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

5 吉田

272 あき 経晃

**■ 生年月日** 1961年8月28日生 ■所有する当社株式数

普通株式1.400株

再任

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4 月 ㈱北陸銀行入行 2018年 6 月 同行常務執行役員 北海道地区事業部本部長

2014年6月 同行営業推進部長 2020年5月 当社顧問

2016年6月 同行執行役員 営業企画部長兼営業戦略室長 2020年8月 当社取締役 常務執行役員 三協アルミ社上席事業役

2017年1月 同行執行役員 営業企画部長

2017年6月 同行執行役員 北海道地区事業部本部長 2021年6月 当社取締役 常務執行役員 総務人事統括室長兼情

報システム統括室長 (現在に至る)

#### 選任の理由

同氏は、2020年5月の当社顧問就任後、建材部門の事業管理、総務・人事、情報システムの業務に従事しております。㈱北陸銀行における法人営業及び営業企画部門の業務経験も含めて豊富な業務経験と営業戦略全般に関する知見を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

**5** 久保田 健介

■生年月日

■ 所有する当社株式数

1963年6月12日生

普通株式2,900株

再任

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 住友信託銀行㈱(現、三井住友信託銀行㈱)入 2018年1月 同行人事部主管

2020年6月 当社顧問

2011年4月 同行資産金融部長 2020年8月 当社取締役 常務執行役員 財務経理統括室長

2015年4月 三井住友信託銀行㈱大阪本店営業第一部長 (現在に至る)

#### 選任の理由

同氏は、2020年6月の当社顧問就任後、財務・経理部門の業務に従事しております。三井住友信託銀行㈱にて法人営業及び資産金融部門の業務経験も含めて、豊富な業務経験と財務経理全般に関する知見を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

7 吉川

美保

**■ 生年月日** 1974年10月8日生 ■ 所有する当社株式数

0株

新任

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年4月 ㈱インテック入社 2014年3月 弁護士登録、富山県弁護士会入会 2015年9月 高岡駅南法律事務所開設 (現在に至る)

#### 選任の理由、期待される役割

同氏は、弁護士として経験と知識を有していると共に企業勤務経験より I T に関する知識と高度情報処理技術者の国家資格を有しております。これを当社の経営に生かしていただくため社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は弁護士としての専門的見地からの助言・提言をいただき当社の経営・監督機能強化に尽力いただくことを期待しております。

- (注) 1.候補者各氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2.吉川美保氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
  - 3.吉川美保氏が選任された場合、独立役員として指定する予定であります。
  - 4.吉川美保氏が選任された場合、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。
  - 5.当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社 との間で締結し、被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を提起されたことにより、被 保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。各取締役候補者が選任された場合、各 氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また当社は、当該保険契約の次回更新時において も同様に、各氏を被保険者とする契約を締結する予定であります。
  - 6.三協アルミニウム工業㈱と立山アルミニウム工業㈱は2006年6月1日付で合併し、三協立山アルミ㈱に商号を変更いたしました。
  - 7.三協立山アルミ(株)、三協マテリアル(株)及びタテヤマアドバンス(株)は、2012年6月1日に、三協立山アルミ(株)を存続会社として合併いたしました。また、存続会社の三協立山アルミ(株)は同日付で商号を三協立山(株)に変更いたしました。
  - 8.三協立山㈱は2012年12月1日付で親会社であった三協・立山ホールディングス㈱と、三協立山㈱を存続会社として合併いたしました。

#### 【ご参考】

取締役会のスキルマトリックス(本総会において各取締役候補者が選任された場合)

当社取締役会の全体としてのバランス、多様性を考慮し、各取締役が備える知識・経験・能力を一覧化したスキルマトリックスは下記のとおりです。

;	役位	氏名	企業経営	グローバル ビジネス	営業・ マーケティング	製造・ 技術開発・ システム	人材育成・ 労務	法務・ コンプライアンス	財務・ 会計
代表取締役社長	社長執行役員	平能 正三	•	•	•				
代表取締役	副社長執行役員	黒崎 聡	•		•	•	•	•	
取締役	常務執行役員	池田 一仁	•	•	•	•			
取締役	常務執行役員	西 孝博	•		•	•		•	
取締役	常務執行役員	吉田 経晃	•	•	•		•		•
取締役	常務執行役員	久保田 健介			•		•	•	•
社外取締役		吉川美保						•	
取締役	監査等委員(常勤)	本川 透	•		•	•			
取締役	監査等委員(常勤)	西岡 隆郎	•					•	•
社外取締役	監査等委員(常勤)	長谷川 弘一		•	•			•	•
社外取締役	監査等委員	釣 長人					•	•	•
社外取締役	監査等委員	荒牧 宏敏	•			•			

<sup>※</sup>上記一覧表は、各氏の有する全ての経験・専門性を表すものではありません。

#### 【ご参考】独立性判断基準

当社では、社外取締役の選任に際して以下の基準により独立性を判断しています。

以下のいずれかに該当する場合は、独立性を有しない。

- 1. 当社グループの現在の業務執行者又は当社グループの業務執行者であった者
- 2. 以下に該当する当社の主要な取引先若しくはその業務執行者
- ①当社の継続的な取引先で、当社販売総額の1%以上、かつ、当該会社の仕入額に占める当社販売額が10%以上。
- ②取引金融機関のうち、当社総借入額に占める当該金融機関からの借入額が10%以上。
- 3. 以下に該当する当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者
  - ①継続的な取引先で、当社仕入総額の1%以上、かつ、当該会社の売上に占める当社仕入額が10%以上。
- 4. 取締役の相互兼任の関係にある会社
- ①当社の出身者が社外役員となっている会社であって、当該会社の出身者が当社の社外取締役である場合。
- ②当社の社外取締役本人が取締役に就任している会社又は取締役に相当する役員に就任している会社において、当社の取締役に相当する役員に就任している場合。
- 5. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家 (当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
- 6. 当社が寄付を行っている先又はその出身者
- 7. 第1号から第6号までに該当していた者で、当該先の業務執行者でなくなってから10年に満たない者
- 8. 次のaからcまでのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く)の二親等内の親族又は同居の親族
  - a 第1号から第7号までに掲げる者
  - b 当社又は当社子会社の業務執行者
  - c 最近においてbに該当していた者

以上

# 事 業 報 告

(2021年6月1日から2022年5月31日まで)

#### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及び成果

#### (1) 事業の状況

当連結会計年度における世界経済は、米国や欧州においては新型コロナウイルス感染症の拡大防止策により、総じて回復基調となりましたが、ゼロコロナ政策下の中国では、経済活動鈍化の動きが見られました。また、世界的な半導体不足による生産制約の長期化懸念やエネルギー及び資源価格の急激な高騰に加え、ロシアによるウクライナ侵攻の地政学的リスク顕在化や為替の急変動など、先行き不透明な状況が続いております。わが国の経済は、新型コロナウイルス感染者数の増加と減少に合わせて経済活動の制限と緩和が繰り返される中で、緩慢ながらも持ち直しの動きは続いておりますが、昨今の世界情勢の影響など、依然として厳しい事業環境となっております。

このような環境のもと、当社グループは、基本方針を『収益面での健全経営を確立し、安定的に成長する企業グループへ』とする2022年5月期から2024年5月期までの中期経営計画をスタートさせました。長期的に目指す姿として『サステナブルで豊かな暮らしに貢献』『多角化した経営』を掲げた「VISION2030」の実現に向けた重要な第1段階と位置づけ、各施策に取り組んでおります。

中期経営計画では、『収益面での健全経営を確立する』という点では、国際事業の黒字化に向けた施策を着実に遂行しております。長期的に目指す姿の取り組みとして、『サステナブルで豊かな暮らしに貢献』という点では、2021年10月に「サステナビリティビジョン2050」を策定し、当社グループにおけるマテリアリティ(重要課題)を定め、2030年目標を設定いたしました。また、2021年12月にTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)の提言に賛同を表明しております。さらに、『多角化した経営』という点では、植物工場の「建設」から「栽培・サポート」までワンストップサービスを提供する植物工場システム「agri-cube ID」を開発し、大型植物工場に納入しております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、アルミ地金市況に連動する売上の増加や為替影響により、売上高3,405億53百万円(前連結会計年度は3,011億84百万円)となりました。営業利益37億82百万円(前連結会計年度は営業利益45億68百万円)、経常利益41億98百万円(前連結会計年度は経常利益52億51百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益3億95百万円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益16億83百万円)となりました。

なお、当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。当連結会計年度に係る各金額については、当該会計基準等を適用した後の金額となっており、対前期増減率は記載しておりません。

詳細については、第77回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項の「連結注記表(会計方針の変更に関する注記)」をご参照ください。

当社は、グループ全体の経営基盤の強化と収益力向上によって、継続的な企業価値の向上を図り、株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。

配当につきましては、業績状況や内部留保の充実などを勘案したうえで、安定的な配当 を継続して実施することを基本方針としております。

この方針に沿いまして、当期は中間配当として1株当たり10円を先に実施させていただきました。期末配当につきましては1株当たり5円、年間配当として1株当たり15円とさせていただく予定であります。

また、2023年5月期の配当につきましては、業績回復見通しを踏まえて、中間配当は1株当たり10円、期末配当は1株当たり10円(年間配当として1株当たり20円)を予定させていただきます。

事業別の概況は次のとおりです。

#### 【建材事業】

ビル建材事業では、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の普及促進と昨今の新型コロナウイルス感染症の予防対策として定風量給排気換気スリット「キャブコン」を強化するとともに、近年の集中豪雨や大型台風による異常気象への対応としてカーテンウォール「NL-R」を発売するなど市場競争力の向上に注力してまいりました。また、冬でも室温低下を抑え、換気しながら高断熱を実現する超高層マンション対応「DI窓(ダイナミックインシュレーション技術を用いた窓システム)」が、第15回キッズデザイン賞にてBEYOND COVID-19 特別賞を受賞しております。

住宅建材事業では、イエナカ生活を快適にする空間づくりへのニーズが高まる中、室内ドア・引戸「AMiS」や既存の玄関ドアや引戸に取り付けて風を採り入れる「アコーディオン網戸」「てまノン網戸」などの販売に注力してまいりました。また、リフォーム商品「ノバリス サッシ」を発売し、今後、期待されているリフォーム分野への強化を行ないました。なお、子どもから大人まで、どこを持っても操作が可能なユニバーサル性の高いドアハンドル「ロングバーハンドル角型」が、2021年度グッドデザイン賞を受賞してお

ります。

エクステリア建材事業では、近年のコロナ禍で外出を控え自宅で過ごす時間が増えたことへの需要に対応するため、カーポート「U.スタイル アゼスト」、アウトドアフレーム「L-Class」、人工木デッキ「ひとと木 2」の強化やガーデンファニチャー「フォレスティ」を発売し、商品ラインナップを拡充いたしました。また、大型化する台風などの自然災害に対して「耐風圧性能」を追求した狭小地にも設置可能なカーテンゲート「スリムゲート」や形材フェンス「シャトレナII」を新たに発売し、耐風圧強度の高い商品ニーズへ対応いたしました。なお、リサイクル性の高いアルミ構造で、スチール構造に匹敵する業界最大級の柱ピッチに対応した通路シェルター「ファイブフォート」が2021年度グッドデザイン賞を受賞しております。

以上の結果、建材事業においては、2021年度の新設住宅着工戸数、非木造建築物着工床面積とも持ち直しの動きが見られたことや、好調なマンションなどのリフォーム需要を取り込んだこと、イエナカ生活、換気・非接触対応商品などの需要増加により、売上高1,821億91百万円(前連結会計年度は1,806億52百万円)となりました。利益については、アルミ地金などの原材料価格高騰に対して、収益改善施策などを進めましたが、セグメント利益25億15百万円(前連結会計年度はセグメント利益37億23百万円)となりました。

## 【マテリアル事業】

マテリアル事業では、世界各地での地政学的リスク拡大によるサプライチェーンの寸断などでの調達リスクの発生や物価上昇による景気減速の中、更なる物量と利益確保に向け、営業、技術、製造が一体となり、輸送分野や一般機械分野などの将来に繋がる案件の獲得や加工品案件の取り組みを進めてまいりました。また、カーボンニュートラルの実現に向けた対応として、リサイクル性の高いアルミニウム・マグネシウムの可能性追求による用途拡大・技術構築を進めております。

以上の結果、マテリアル事業においては、一般機械、電気機器などの需要増加に伴う半導体製造装置向けの活況な設備投資に加え、アルミ地金市況に連動する売上の増加などにより、売上高533億97百万円(前連結会計年度は396億75百万円)となりました。利益については、燃料価格や添加金属などの原材料価格高騰の影響がありましたが、収益改善施策などによりセグメント利益26億14百万円(前連結会計年度はセグメント利益25億75百万円)となりました。

#### 【商業施設事業】

商業施設事業では、コロナ禍において多くの小売業が消費者の購買行動変化の影響を受

ける中、労働力人口の減少や高齢化による店舗の省力・省人化のニーズへの対応として、店舗用什器とサイン・看板などをはじめとした商材の展開を強化してまいりました。また、新型コロナウイルス感染症予防対策商品として、無機抗ウイルス加工剤練り込み樹脂を使ったコイントレー「抗ウイルスラクトレー」を発売し、SIAA認証を取得いたしました。

以上の結果、商業施設事業においては、店舗建築着工が回復基調にあることや、小売業での人手不足、人件費上昇を背景とした省力・省人化投資の活発化に伴う既存店改装需要を取り込んだことなどにより、売上高407億49百万円(前連結会計年度は388億94百万円)となりました。利益については、鋼材などの原材料価格高騰に対して、収益改善施策などを進めましたが、セグメント利益17億18百万円(前連結会計年度はセグメント利益20億94百万円)となりました。

#### 【国際事業】

国際事業では、輸送分野を中心にアルミ素材の需要が拡大していることを受けて、欧州・タイ・中国において各市場の開拓に努めるとともに、高付加価値製品の提供に注力してまいりました。成長市場であるタイ、ASEAN地域においては、更なる高品質・高付加価値化、事業領域の拡大を推進すべく2021年秋に新たな押出機を導入し、生産を開始いたしました。

以上の結果、国際事業においては、欧州では機械分野などの販売物量が増加したことやタイでは自動車分野を中心に好調に推移したこと、欧州・タイにおいてアルミ地金市況の連動により売上が増加したことにより、売上高626億24百万円(前連結会計年度は418億7百万円)となりました。利益については、欧州では、半導体不足やロシアのウクライナ侵攻による燃料価格や原材料価格高騰の影響がありましたが、タイでの売上増加や販売構成の改善などにより、セグメント損失31億47百万円(前連結会計年度はセグメント損失35億86百万円)となりました。

### (2) 事業別の売上高と営業利益の推移

		第 76 期		第 77 期 (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
事業	区 分	(2020年6月~ 2021年5月)		(2021年6月~ 2022年5月)		増	減
			構成比		構成比		増 減 率
		百万円	%	百万円	%	百万円	%
建材事業	売 上 高	180,652	60.0	182,191	53.5	1,539	_
注   例   尹 未	営業利益	3,723	81.5	2,515	66.5	△1,207	_
マテリアル	売 上 高	39,675	13.2	53,397	15.7	13,721	_
事業	営業利益	2,575	56.4	2,614	69.1	38	_
商業施設	売 上 高	38,894	12.9	40,749	12.0	1,854	_
事業	営業利益	2,094	45.8	1,718	45.4	△376	_
国際事業	売 上 高	41,807	13.9	62,624	18.4	20,816	_
国際事業	営業利益	△3,586	△78.5	△3,147	△83.2	438	_
その他	売 上 高	154	0.1	1,590	0.5	1,436	_
	営業利益	△148	△3.2	177	4.7	325	_
消去	売 上 高	_	_	_	_	_	_
又は全社	営業利益	△90	△2.0	△94	△2.5	△4	_
合 計	売 上 高	301,184	100.0	340,553	100.0	39,368	_
合 計	営業利益	4,568	100.0	3,782	100.0	△785	_

<sup>(</sup>注) 1.第76期、第77期に記載の△は、当該連結会計年度の損失を示しております。

<sup>2.</sup>当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を適用しております。当連結会計年度に係る各金額については、当該会計基準等を適用した後の金額となっており、前連結会計年度比の増減率は記載しておりません。

## 2. 財産及び損益の状況

(単位:百万円)

	X	分		第 74 期 (2018年6月~ 2019年5月)	第 75 期 (2019年6月~ 2020年5月)	第 76 期 (2020年6月~ 2021年5月)	第 77 期 (当連結会計年度) (2021年6月~ 2022年5月)
売	L		高	337,789	313,691	301,184	340,553
営	業	利	益	738	2,015	4,568	3,782
経	常	利	益	616	1,611	5,251	4,198
親会社又はする		株主に		△1,419	△1,533	1,683	395
	: 当 た り : は 1 株 期 純 損		,利益 たり (△)	△45円24銭	△48円89銭	53円68銭	12円62銭
純	資	:	産	82,087	78,327	84,081	85,605
総	資		産	262,426	245,980	252,935	268,470

- (注) 1.1 株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。期中平均発行済株式数は、第74期31,375,153株、第75期31,368,411株、第76期31,362,535株、当連結会計年度31,357,328株となっております。
  - 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

#### 3. 対処すべき課題

今後の見通しとしましては、ワクチン普及や行動制限の緩和により、コロナ禍からの正常 化に向けた動きが進む一方で、資源価格上昇の影響拡大に加え、ロシアのウクライナ侵攻や 中国のゼロコロナ政策の混乱などを受けて海外経済の減速が見込まれ、依然として先行き不 透明な状況が続くと思われます。

国内建設市場では、2022年度の新設住宅着工戸数、非木造建築物着工床面積とも前年並みで推移するものと見込まれます。

アルミニウム押出形材の国内市場では、半導体製造装置向けの活況な設備投資の継続により、前年並みで推移するものと見込まれます。

商業施設市場では、店舗建築着工が前年並みで推移し、また、小売業での人手不足、人件 費上昇を背景とした省力・省人化投資は引き続き進むものと見込まれます。

海外の自動車市場においては、電気自動車の比率が上昇し、生産台数においてドイツ、タイでは前年度より増加、中国は前年並みに推移することが見込まれます。

#### VISION2030 (2031年5月期) ~長期的に目指す姿~

当社は、長期的に目指す姿として経営理念に基づき、「環境にやさしく」、「安心な社会へ」、「暮らしを快適に」を軸とし、各事業活動を通じて魅力ある価値を創造するとともに、市場の変化に柔軟に対応できる経営基盤を構築し、持続可能な企業を目指してまいります。

### サステナブルで豊かな暮らしに貢献~環境に配慮した、安心で快適な社会の実現へ~

# 環境にやさしく

- CO2排出の削減 ● アルミ等の資源循環
- 安心な社会へ
- 社会インフラの 維持·更新·強靭化
- デジタル化への対応

## 暮らしを快適に

- 更なる使いやすさ・ 空間の心地よさの
- 多様な生活・働き方 への対応

# 事業の 方向性

マテリアル事業

商業施設事業

建材事業

国際事業

領域拡大

建材事業 72%

# 中核 成長回帰

探索開拓

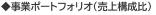
魅力ある商品開発と領域拡大による成長、収益力の向上 安定収益確保と成長事業拡大による持続的成長

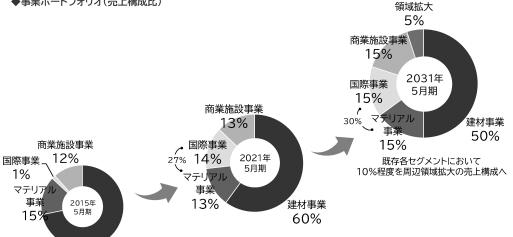
商空間事業強化による領域拡大

収益貢献事業への変革

社会課題に対する次の領域開拓

# 多角化した経営~バランスの取れた事業ポートフォリオへ~





#### 中期経営計画 (2022年5月期~2024年5月期)

今後の中長期的な市場見通しと当社が目指すべき事業構造を見据え、2022年5月期~2024年5月期の中期経営計画を引き続き推進してまいります。

『収益面での健全経営を確立し、安定的に成長する企業グループへ』を基本方針として、以下の3つの重点施策により、市場構造変化に対応した事業ポートフォリオの構築を目指してまいります。

- 1. 国際事業の改革完遂
- 2. 「強みへのフォーカス」と「効率化の追求」により、変化する国内市場へ対応
- 3. 長期成長への仕込み「サステナビリティ取り組み強化」・「新たな強みの創出」・「領域拡大」

各施策の具体的内容については次のとおりであります。

- 1. 国際事業の改革完遂
  - ◆収益の安定化
    - ・STEP-G(連結子会社であるSankyo Tateyama Europe BV及びその子会社) の機能集約・高付加価値化など事業構造改革推進
    - ・タイでの生産能力増強・市場拡大による収益力強化
- 2. 「強みへのフォーカス」と「効率化の追求」により、変化する国内市場へ対応
  - ◆強みへのフォーカス
    - ・建材事業:収益力の高い事業分野への資源シフト
    - ・マテリアル事業:建材を中心とした既存領域での物量確保、 お客様への価値提供によるビジネス拡大
    - ・商業施設事業:主要顧客を通じた受注領域拡大、隣接領域へのアプローチ強化
  - ◆効率化の追求
    - ・業務改革の推進と省人化・自動化
    - ・デジタル化を活用した新たな働き方の構築
- 3. 長期成長への仕込み

「サステナビリティ取り組み強化」・「新たな強みの創出」・「領域拡大」

- ◆サステナビリティ取り組み強化
  - ・環境・社会的課題に関する取り組み推進
  - ・2021年6月、サステナビリティ推進部・サステナビリティ政策委員会の設置
- ◆新たな強みの創出
  - ・建材事業:改装・リフォーム強化(差別化商品投入、施工体制強化、領域拡大)など
  - ・マテリアル事業:優位性の確立による輸送事業の拡大、環境・リサイクルニーズに 対し、置換需要・用途開拓による市場拡大

・商業施設事業:直販の強みと機会を生かした新規商材の具現化

#### ◆領域拡大

- ・コア技術活用による新たな用途開発・事業展開
- ・植物工場事業での共同事業先との連携強化による受注獲得
- ・協業先との連携強化による事業化を推進

#### 目標とする経営指標

当社グループは、売上高、営業利益率をグループ全体の成長を示す経営指標と位置づけております。また、資産効率を測る指標としてROA、資本効率を測る指標としてROE、財務体質の健全性を測る指標として自己資本比率を重視しております。2024年5月期の各指標の目標は以下のとおりであります。

	2022年5月期 (第77期) 実績	2024年5月期 (第79期) 目標
売上高	3,405億円	3,300億円
営業利益 (率)	37億円(1.1%)	90億円(2.7%)
自己資本比率	30.8%	33%以上
配当	1 株あたり15円	安定配当を基本としつつ 業績・内部留保の充実を勘案
ROA(純利益ベース)	0.2%	1.9%
ROE(純利益ベース)	0.5%	5.9%

(注) 2024年5月期(79期)目標は、2021年5月期決算発表時(2021年7月13日)のVISION2030及び中期経営計画の経営指標の数値であります。

当社グループは、創業の原点である「お得意先・地域社会・社員」の三者が協力し共栄するという協業の精神に基づいた経営理念のもと、お客様に喜びと満足を提供する企業活動を展開することで、引き続きグループ企業価値の向上を図ってまいります。

株主の皆様方におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い 申しあげます。

#### <参考>三協立山の目指すサステナビリティ

三協立山では、環境や社会課題への対応や、SDGsの実現へ向け、三協立山グループ全体が持続可能な社会への貢献を通じ企業価値を高めていくことを目的に、2021年6月に三協立山代表取締役社長の直下の組織として、サステナビリティ推進部を新設いたしました。

サステナビリティ推進体制としましては、業務執行取締役からなるサステナビリティ政策委員会を設置し、全社的サステナビリティ政策に関わる意思決定の審議を行います。また、サステナビリティ政策の実行組織として、サステナビリティ推進委員会を設置し、サステナビリティ政策委員会で策定された方針・中期活動計画に基づき、具体的施策を策定し推進する体制としています。



課題別部会

2050年に向けて日本が目指す姿と、自社の経営理念・これまでの取り組み(強み)から、三協立山グループが長期的に目指す方向として、これまで対外的に発信してきたブランドメッセージを活用し、ESGに対応するサステナビリティビジョンとしました。

# サステナビリティビジョン2050 Life with Green Technology

~ 「環境技術でひらく、持続可能で豊かな暮らし」を実現する企業グループへ~

#### カーボンニュートラルへの挑戦

事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減と、環境 技術で創出する商品・サービスによる温室効果ガス 排出削減貢献とのバランスにより、カーボンニュート ラルを目指します。

#### 資源の循環

循環型社会の実現に向けて、主要原材料の循環使 用の促進と、廃棄物の再資源化を推進します。

#### 人財を未来へつなぐ

多様性や人権を尊重し人材育成を推進することで 活力ある企業風土を創生し、豊かな暮らしを実現す る原動力となる「人財 I を未来につないでいきます。

#### 2030年 目標

#### 温室効果ガス排出量

**50%減** (2013年度比) 対象:国内グループScope1+2\*

循環アルミの 使用を促進 女性管理職比率 10%

(2021年5月末 0.8%)

※ Scope1:自社での燃料の使用に伴う直接排出 Scope2:自社が購入した熱・電力の使用に伴う間接排出

# 4. 主要な事業内容(2022年5月31日現在)

事業区分	主要製品
建材事業	①ビル用建材(サッシ、カーテンウォール、手すり、内外装建材等) ②住宅用建材(サッシ、玄関ドア・引戸、インテリア建材等) ③エクステリア建材(門扉、フェンス、カーポート、テラス、デッキ等)
マテリアル事 業	アルミニウム押出材(自動車用、鉄道用、建材用、電気・電子関連機器用、産業機械用等)、マグネシウム押出材、アルミニウム鋳造ビレット、マグネシウム鋳造ビレット
商 業 施 設 事 業	店舗用什器・その他(汎用陳列什器、業種業態専用什器、カウンター、店舗内装工事等)、看板(規格看板、特定顧客向け看板、取付施工業務等)
国際事業	欧州・中国におけるアルミニウム押出材(自動車用、鉄道用、航空機用等)及びASEAN地域におけるアルミニウムビレット・アルミニウム押出材、アルミニウム製品(建材用、自動車用等)

## **5. 主要な事業拠点等**(2022年5月31日現在)

J. 工安心争未决点分(2022年3月31日场上)				
名	称	所 在 地		
当 社	本 社	富山県高岡市		
	東京オフィス	東京都中野区		
	三協アルミ社	富山県高岡市		
	支 店	東京、大阪、愛知をはじめとする8都道府県に所在		
	工場	佐加野工場(富山県高岡市)、福岡西工場(同)、福岡西工場 福岡分工場(同)、新湊工場(富山県射水市)、福光工場(富 山県南砺市)、福野工場(同)、氷見工場(富山県氷見市)		
	三協マテリアル社	富山県高岡市、東京都中野区		
	支 店	東京、愛知、富山、大阪		
	工場	高岡工場(富山県高岡市)、戸出工場(同)、射水工場(富山県射水市)、新湊東工場(同)、奈呉工場(同)、石川工場(石川県羽咋郡宝達志水町)		
	タテヤマアドバンス社	東京都中央区		
	支 店	北海道、宮城、東京、埼玉、富山、愛知、大阪、岡山、福岡		
	工場	横浜工場(神奈川県横浜市)		
三 協 テ ッ ク 株 式 会 社	本 社	富山県高岡市		
株 式 会 社	支 店	東京をはじめとする33都道府県に所在		
協立アルミ株式会社	本 社	富山県南砺市		
三   精   工   業     株   式   会   社	本 社	富山県射水市		
S T 物 流 サ ー ビ ス 株 式 会 社	本 社	富山県小矢部市		

名	称		所 在 地
S T メ タ ル ズ 株 式 会 社	本	社	富山県高岡市
三   協   化   成     株   式   会   社	本	社	富山県高岡市
サンクリエイト 株 式 会 社	本	社	富山県南砺市
Sankyo Tateyama Europe BV	本	社	ベルギー王国アントウェルペン州
ST Extruded Products Germany GmbH	本	社	ドイツ連邦共和国バーデン=ヴュルテンベルク州
SANKYO TATEYAMA (SINGAPORE) PTE.LTD.	本	社	シンガポール共和国
Thai Metal Aluminium Co.,Ltd.	本	社	タイ王国サムットプラカーン県
SANKYO TATEYAMA (THAILAND) CO.,LTD.	本	社	タイ王国サムットプラカーン県
SANKYO TATEYAMA ALLOY (THAILAND) CO.,LTD.	本	社	タイ王国プラチンブリ県
三協立山押出製品(天津)有限公司	本	社	中華人民共和国天津市

# 6. 使用人の状況 (2022年5月31日現在)

使用人数	前連結会計年度末比
10,375名	202名減

(注) 使用人数は当社及び連結子会社の就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ 外から当社グループへの出向者を含む。)です。

## 7. 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資総額は103億71百万円であります。 その主なものは、設備の合理化・修繕、新商品投入のための設備導入などであります。

#### 8. 資金調達の状況

当社グループにおいて、当連結会計年度中、設備投資などの所要資金のため長期借入で総額194億16百万円の資金調達を行いました。

また、当社は2022年3月に、取引金融機関11行と総枠205億円のコミットメントライン 契約を更新し、当連結会計年度末における借入実行残高は、70億円となっております。

# 9. 主要な借入先の状況 (2022年5月31日現在)

借 入 先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	10,541 <sup>百万円</sup>
株式会社三井住友銀行	6,537
株 式 会 社 北 陸 銀 行	5,026
三井住友信託銀行株式会社	5,005
株式会社日本政策投資銀行	4,522
株式会社富山第一銀行	3,175
株 式 会 社 北 國 銀 行	2,816
農林中央金庫	2,730

(注) 上記の借入金残高には、シンジケート方式によるコミットメントライン及びタームローン(合計 13,042百万円)は含めておりません。

## 10. 重要な子会社の状況 (2022年5月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
三協テック株式会社	50 百万円	100 %	アルミ建材の加工及び販売
三精工業株式会社	490 百万円	100	金属製店舗用器具の製造及び販売
STメタルズ株式会社	100 百万円	100	アルミ建材の製造及び販売
ST物流サービス株式会社	300 百万円	100	貨物自動車運送業等
協立アルミ株式会社	100 百万円	100	ドア等木質建材用品の製造
三協化成株式会社	100 百万円	100	樹脂形材、部品の製造及び販売
サンクリエイト株式会社	100 百万円	100	アルミ鋳物製品の製造及び販売
ST Extruded Products Germany GmbH	∓eur 6,646	100	アルミニウム押出事業
Thai Metal Aluminium Co.,Ltd.	百万 1,680 THB	73.99	アルミビレット・アルミ製品の製造及 び販売
SANKYO TATEYAMA (SINGAPORE) PTE.LTD.	±us\$ 109,173	100	SANKYO TATEYAMA (THAILAND) CO.,LTD.の株式を保有する特別目的 会社

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
SANKYO TATEYAMA (THAILAND) CO.,LTD.	3,706 THB	100	Thai Metal Aluminium Co.,Ltd. 等の事業の運営、統括及び管理
Sankyo Tateyama Europe BV	∓EUR 185,658	100	ST Extruded Products Germany GmbH 等の事業の運営、統括、管理 及びアルミニウム押出事業
三協立山押出製品(天津)有限公司	319,426 人民元	100	アルミ製品の製造及び販売等
SANKYO TATEYAMA ALLOY (THAILAND) CO.,LTD.	1,100 THB	100	アルミニウムの鋳造等

<sup>(</sup>注) 出資比率には子会社が保有する間接保有を含みます。

# 11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### Ⅱ. 株式及び新株予約権等に関する事項(2022年5月31日現在)

**1. 株式数** 発行可能株式総数 普通株式 150,000,000株

A種優先株式 1,000,000株 B種優先株式 1,000,000株 C種優先株式 1,000,000株 D種優先株式 1,000,000株

発行済株式の総数 普通株式 31,554,629株 (うち自己株式数 95,265株)

2. 株主数 19,107名

### 3. 大株主

株 主 名	持 株 数 (普通株式) 持株比率
	于株 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信	託口) 3,331 10.59
住 友 化 学 株 式 会	社 2,235 7.11
三 協 立 山 社 員 持 核	会 1,314 4.18
三 協 立 山 持 株	会 1,234 3.93
S T 持 株	会 1,162 3.69
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式	会 社 971 3.09
株式会社日本カストディ銀行(信	託口) 916 2.91
株 式 会 社 北 陸 銀	行 888 2.83
住 友 不 動 産 株 式 会	社 809 2.57
S M B C 日 興 証 券 株 式	会 社 672 2.14

<sup>(</sup>注) 当社は、自己株式95,265株を保有しており、持株比率の算定においては自己株式を除いて算出しております。

# **4. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況** 該当事項はありません。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

- **6. 新株予約権等の状況** (2022年5月31日現在)
  - (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 該当事項はありません。
  - (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。
  - (3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

## Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### **1. 取締役及び取締役監査等委員の氏名等** (2022年5月31日現在)

地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長社長 執行役員	平能正三	三協マテリアル社社長
代表取締役副社長執行役員	黒 崎 聡	経営企画統括室、国際事業統括室、経営監査部担当 兼 国際事業 管掌
取 締 役 常務執行役員	池田一仁	タテヤマアドバンス社社長
取 締 役 常務執行役員	西孝博	三協アルミ社社長
取 締 役 常務執行役員	吉田経晃	総務人事統括室長兼情報システム統括室長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	久保田 健 介	財務経理統括室長
社 外 取 締 役	武島直子	弁護士
取 締 役 監査等委員(常勤)	本 川 透	
取 締 役 監査等委員(常勤)	西岡隆郎	
社 外 取 締 役 監査等委員(常勤)	長谷川 弘 一	
社外取締役監査等委員	釣 長人	税理士、朝日印刷(株) 社外監査役
社外取締役監査等委員	荒牧宏敏	

- (注) 1.長谷川弘一、荒牧宏敏の各氏は、2021年8月27日開催の第76回定時株主総会にて監査等委員である取締役に選任されました。
  - 2.山田浩司氏は、2021年8月27日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって取締役常務執行役員を退任しております。
  - 3.野崎博見、堀祐一の各氏は、2021年8月27日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役を退任しております。
  - 4.武島直子、長谷川弘一、釣長人、荒牧宏敏の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
  - 5.武島直子、長谷川弘一、釣長人、荒牧宏敏の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
  - 6.武島直子氏は、弁護士の資格を有しており、弁護士として豊富な経験と知識を有しております。
  - 7.西岡隆郎氏は、長らく当社内の経理財務部門に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を

有しております。

- 8.約長人氏は、税理十の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 9.本川透、西岡隆郎、長谷川弘一の各氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な社内会議への出席等による情報収集や内部監査部門との十分な連携を図ることで、監査の実効性を高めるためであります。
- 10. 当事業年度中に以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏 名	地位、担当、重	田和左日口	
1, 4	変更後	変更前	異動年月日
黒崎 聡	代表取締役 副社長執行役員 経営企画統括室、 国際事業統括室、経営監査部担当 兼 国際事業管掌	代表取締役 副社長執行役員 経営企画統括室、 国際事業統括室長、経営監査部、改 革推進部担当 兼 国際事業管掌	2021年6月1日
山田浩司	取締役 常務執行役員 総務人事統括室管掌 兼 情報システム統括室管掌	取締役 常務執行役員 総務人事統括室長 兼 情報システム統括室長	2021年6月1日
吉田経晃	取締役 常務執行役員 総務人事統括室長 兼 情報システム統括室長	取締役 常務執行役員 三協アルミ社上席事業役員	2021年6月1日

#### 11. 当事業年度中に以下の取締役が退任をしております。

氏 名	退任日	退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況		
山田浩司	2021年8月27日	取締役 常務執行役員 総務人事統括室管掌 兼 情報システム統括室管掌		

12.責任限定契約の内容の概要は以下のとおりです。

当社と社外取締役 武島直子氏、監査等委員 本川透、西岡隆郎、長谷川弘一、釣長人、荒牧宏敏の各氏とは、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しています。

13.役員等賠償責任保険契約の内容の概要は以下のとおりです。

当社は、当社の取締役、執行役員、子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金、争訟費用などの損害を塡補することとしております。ただし、被保険者の犯罪行為、法令違反を認識しながら行った行為、インサイダー取引、違法な利益供与などに起因する損害は塡補対象外とし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。

#### 2. 取締役、取締役監査等委員に対する報酬等(2021年6月1日から2022年5月31日まで)

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2021年2月24日開催の取締役会において取締役の個人別報酬等に係る決定方針を決議しております。取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬は「企業業績、企業価値の向上に資すること、多様で優秀な人材を確保できる水準であること、透明性の高いプロセスを経て決定されること」を基本として設計しております。取締役(監査等委員であるものを除く)の個人別報酬は金銭による固定報酬とし取締役としての報酬、代表取締役としての報酬、執行役員としての報酬で構成され、個人別の報酬額は、役位と職責及び前期の業績などを評価して年度毎に決定いたします。また連結経常利益及び連結当期純利益に目標額を設定し、その目標額を達成した場合には固定報酬のほかに賞与を支給することがあります。なお、監査等委員である取締役の報酬額については、監査等委員会の協議により決定しております。また、取締役会は、当年度の取締役(監査等委員であるものを除く)の個人別報酬等の内容について、2021年2月24日開催の取締役会で決定された取締役の個人別報酬等に係る方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

## ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬限度額は、2015年8月27日開催の第70回定時株主総会において取締役(監査等委員であるものを除く)の年間総額が400百万円以内、監査等委員である取締役の年間総額が130百万円以内と定められております。当該定時株主総会終結時点での取締役(監査等委員であるものを除く)の員数は9名、監査等委員である取締役の員数は5名(うち社外取締役3名)であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項 該当事項はありません。

#### ④ 取締役の報酬等の総額等

当連結会計年度(自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)において取締役に支払われた報酬は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数
1225	(百万円)	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	(名)
取締役(監査等委員 であるものを除く)	203	203	-	-	8
(うち社外取締役)	(6)	(6)	(-)	(-)	(1)
監査等委員である 取 締 役	79	79	-	-	7
(うち社外取締役)	(33)	(33)	(-)	(-)	(5)

- (注) 1. 上記には、2021年8月27日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員であるものを除く) 1名と監査等委員である取締役2名を含めております。
  - 2. 使用人兼務取締役はおりません。

# ⑤ 業績連動報酬に関する事項

該当事項はありません。

#### ⑥ 非金銭報酬に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 社外役員等に関する事項

#### (1) 重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

社外取締役 武島直子氏に重要な兼職はありません。

監査等委員 長谷川弘一氏、荒牧宏敏氏に重要な兼職はありません。

監査等委員 釣長人氏は、朝日印刷㈱の社外監査役であります。当社と兼職先との間には 特別の関係はありません。

# (2) 主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏 名	主 な 活 動 状 況
		当事業年度中に開催された取締役会16回に全て出席し、主に弁護士
ᄾ	武島直子	としての豊富な経験と法律に関する高い見識・専門性から適宜発言し
社外取締役		意見を述べております。また、指名委員会の議長を務めたほか、報酬
		委員会の委員として活動しました。
		当事業年度中に開催され、選任後の取締役会13回、監査等委員会
社外取締役	   長谷川 弘 一	13回に全て出席し、主に長年にわたる金融機関での経験・知識と
(常勤監査等委員)		他団体の業務執行者として培った見地から発言し意見を述べており
		ます。また、指名委員会、報酬委員会の委員として活動しました。
+1 +1 Hp (rt //)		当事業年度中に開催された取締役会16回、監査等委員会19回に全
社外取締役 (監査等委員)	釣 長人	て出席し、主に税理士としての専門的見地から適宜発言し意見を述
(皿直行交兵)		べております。また、報酬委員会の議長を務めました。
		当事業年度中に開催され、選任後の取締役会13回、監査等委員会
社外取締役	# #	13回に全て出席し、企業経営者及び技術者としての豊富な経験と
(監査等委員)	荒牧宏敏	幅広い知見から適宜発言し意見を述べております。また、指名委員
		会の委員として活動しました。

(注) 取締役会の開催回数には書面決議を含んでおりません。

# IV. 会計監査人に関する事項

# 1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

# 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	93百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益 の合計額	99百万円

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額を記載しています。
  - 2.当社の重要な子会社のうち、ST Extruded Products Germany GmbH、Thai Metal Aluminium Co.,Ltd.、SANKYO TATEYAMA (SINGAPORE) PTE.LTD.、SANKYO TATEYAMA (THAILAND) CO.,LTD.、Sankyo Tateyama Europe BV、三協立山押出製品(天津)有限公司、SANKYO TATEYAMA ALLOY (THAILAND) CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

# 3. 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

# 4. 非監査業務の内容

当事業年度における非監査業務の内容は、会計に関するアドバイザリー業務であります。

# 5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。また、監査等委員会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

なお、取締役会が、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題がある と判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

# 6. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の契約を締結しておりません。

# 7. 補償契約

該当事項はありません。

### V. 業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「経営理念」を実現するため、「CSR憲章」「CSR行動規範」などに基づき企業活動を行い、法令及び定款はもとより社会規範を遵守し、高い倫理観を持って責任ある行動をすることを、経営の重要課題としています。

当社は以下のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を取締役会決議により定めており、当社グループは、本基本方針に基づく内部統制システムの整備状況を定期的に確認し、必要な改善措置を講じるほか、本基本方針についても、経営環境の変化などに対応して見直しを行い、実効性のある内部統制システムの整備に努めます。

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令遵守・企業倫理などの方針及び規程を定め、取締役が率先してその規範を示すとともに、当社及び当社グループ各社の役職員全員への浸透を図ります。それを確実なものとするため代表取締役社長を委員長とした内部統制委員会を設置し、またその下にコンプライアンス委員会を設置することにより、内部統制システムの構築及び問題点の把握・改善に努めます。
- (2) 取締役は、業務執行において法令及び定款を遵守し、取締役会は、取締役が法令及び定款を遵守しているか、また内部統制システムに関する基本方針に従い、適切に内部統制システムを構築、運用しているかについて監督義務を果たします。
- (3) 当社グループは、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係をもたないこととし、それを明記した「コンプライアンス行動基準」に基づき対応します。また不当要求防止責任者を選任し組織的な体制を整備いたします。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役が主催又は出席し重要な意思決定を行う会議の議事経過や決定事項及び取締役が決定者となる社内稟議その他取締役の職務の執行に係る情報は文書化し、保存します。
- (2) 上記(1)の議事録や社内稟議書などの重要文書は、文書管理規程その他社内規程に基づき、その保存媒体に応じて適切に保存・管理します。
- (3) 取締役の職務の執行に係る重要文書は、取締役が常時閲覧可能な状態で管理します。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社及び当社グループ各社におけるリスクに対する意識の浸透、当社グループのリスクの早期発見及び 顕在化の未然防止、また不測事態における対応などを定めた規程を整備します。
- (2) 当社は、当社グループの内部統制・リスク管理を統括する組織として内部統制委員会を設置し、リスク管理に関する全社方針を定め適時にリスクを評価し、各リスク管理担当部署の計画策定・対策実施状況を監視・監督し、必要に応じて改善を求めるなど、一連の管理を通して適切なリスク管理体制を整備します。
- (3) 不測のリスクについては、危機管理規程及びその運用マニュアルに基づき、未然防止から発生時対応までの当社グループ統一的な危機管理体制を整備します。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は執行役員制を導入し、業務執行責任の明確化と意思決定の迅速化を図ります。
- (2) 取締役会における重要な意思決定に際しては、潜在リスクが明確にされており、そのリスクを考慮して 効率的かつ十分な議論を行うための体制を整備します。
- (3) グループ全体の経営課題及び子会社各社の重要事項については、代表取締役社長を議長とする経営会議において議論を行い、その決定をもって執行します。
- (4) 取締役会及び経営会議の決定に基づく業務執行については、社内規程にて、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めます。
- (5) 当社グループの経営計画・利益計画を策定し、それに基づき活動するとともに定期的に業績管理を行います。

### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置、またその下にコンプライアンス委員会を設置 し、当社グループのコンプライアンス体制の維持・向上及びグループ内への浸透を図ります。
- (2) 当社及び当社グループ各社における不正並びにコンプライアンス違反については、コンプライアンス委員会を主体とした対応体制により、発生防止や早期発見に努めます。
- (3) 代表取締役社長に直属する内部監査部門として「経営監査部」を置き、内部監査規程に基づき内部監査を行います。

### 6. 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループとしての業務の適正を確保するため、グループ全体に適用する行動指針として、グループ 行動指針を定め、それを担保する諸規程を整備します。
- (2) 企業集団に属する当社子会社が整備すべき内部統制システムに関する基準を整備し、当社子会社が適切な内部管理システムを構築するよう必要かつ適切な指導を行います。
- (3) 当社グループ各社において、各々の事業内容・規模に応じた内部統制システムを構築し、その体制の整備と運用を推進します。
- (4) 当社及びグループ会社間の取引は、法令その他コンプライアンス上適切に行うものとし、親会社などによる不当な要求について報告・対処する体制を整備します。
- (5) 当社は、関係会社管理規程を定め、子会社の経営計画・利益計画に基づく業績管理や当社への決裁・報告制度を整えるなど必要な経営管理を行います。
- (6) 当社の内部監査部門である「経営監査部」は、当社グループにおける内部監査を実施又は統括し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保します。
- (7) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努めます。

# 7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役(監査等委員であるものを除く)からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会の補助者を監査等委員会室に配置します。
- (2) 監査等委員会室に所属する使用人は、監査等委員会の指揮命令で職務を行い、業務執行にかかる役職を兼務しません。
- (3) 監査等委員会室長の人事異動は監査等委員会の事前同意を得て行い、人事考課は監査等委員会が行います。

- 8. 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (1) 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人などは、監査等委員会が報告を求めた場合には、迅速かつ的確に対応します。
- (2) 内部監査部門長は、監査等委員会に対し内部監査計画の承認を得るとともに、監査結果については、監査等委員会に報告をします。
- (3) 直接通報窓口その他を通じて、当社及び当社グループ各社の法令若しくは定款に違反する事項を知った場合には監査等委員会に報告します。なお、直接通報窓口については、当社の総務部門と当社が指定する外部の通報先、及び当社の監査等委員会室に設置します。
- 9. 直接通報窓口その他を通じて報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - (1) 直接通報窓口その他を通じて通報した者に対して、当該通報を理由としていかなる不利益をも受けないよう保護規定を設け、適切に運用します。
- 10. 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 当社は監査等委員会がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払いなどの請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
  - (2) 当社は監査等委員会又は監査等委員会の選定する監査等委員が、その職務の執行にあたり、弁護士、公認会計士などの外部専門家を利用することを求めた場合、監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。
  - (3) 監査等委員会は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題などについて意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努めます。
  - (4) 内部監査部門長は、監査等委員会の選定する監査等委員から指示がなされた場合、それに従います。また、監査等委員が往査を行う場合は積極的に協力をします。
  - (5) 内部監査部門長の人事異動及び人事考課は、監査等委員会の事前同意を得て行います。

# VI. 内部統制システムの運用状況の概要について

当事業年度における、当社の内部統制システム基本方針に対する運用状況は以下のとおりであります。

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「コンプライアンス規程」を制定し、その中において役職員の行動の基本となる「コンプライアンス行動基準」を規定、それにより取締役が法令及び定款を遵守しております。また、内部統制委員会、コンプライアンス委員会を各々年4回開催し内部統制システムの構築状況、問題点の把握・改善を図っております。
- (2) 取締役会を臨時開催も含め年16回開催し、その中で各取締役の職務執行を監督しております。また、監査等委員会もしくは監査等委員は取締役会、経営会議等の重要な会議への出席等を通じ、その意思決定の過程及び内容について監視しております。さらに、監査等委員会を年19回開催し、内部統制システムの構築・運用の状況を監視し検証を行っております。
- (3) 反社会的勢力に対しては、「コンプライアンス行動基準」に基づき対応することとしており、また主管対応部署に「不当要求防止責任者」を設置し、一切の関係を持たない体制となっております。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議、カンパニー経営会議、国際事業経営会議並びに取締役が主催又は出席する各種委員会等の会議体の議事録は、事務局部署が作成し「文書管理規程」その他社内規程に基づき保管・管理しております。また、取締役が決定者となる社内稟議も上述の規程に基づき、起案部署が主管して社内保管管理データベースを活用して保管・管理しております。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)「内部統制規程」に基づき設置された「内部統制委員会」が主体となり、当社グループのリスク情報を 一元管理することにより全社的な重要リスクの把握、対策推進を行っております。
- (2) 不測の事態が発生した場合には、「危機管理規程」及び「危機管理マニュアル」に基づき「対策会議」を開催、事態の重要度等に応じ「対策本部」を設置するなど、適切に対応する体制となっております。

# 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 業務執行に係る重要案件については、取締役会への上程前にカンパニー経営会議、国際事業経営会議に付議、又は、個別の報告会議にて執行役員、事業役員による潜在リスクの有無を含めた議論を経ることで、取締役の業務執行の適正性・効率性を図っております。
- (2) 取締役会、経営会議、カンパニー経営会議、国際事業経営会議の議案と関連資料の事前配布を徹底し、会議体出席前の検討時間の確保に努めております。
- (3) 取締役会及び経営会議の決定に基づく業務執行については、稟議規程等の社内規程や業務分掌にてそれぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めております。
- (4) 策定した経営計画・利益計画に対して、取締役会、経営会議、カンパニー経営会議、国際事業経営会議でそれぞれ毎月のカンパニー、事業部別の実績と次月以降の見込みを報告し、必要に応じて適宜対策検討の議論ができるようにしております。

# 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 「内部統制委員会」を年4回開催し、内部統制・リスク管理全般にわたる議論を行っております。また、「コンプライアンス委員会」を年4回開催し、コンプライアンス推進に関する年次活動の確認と、問題

の把握と改善を図っております。

- (2) コンプライアンス事案の対応については、コンプライアンス委員会で一元管理しており、調査・処分・対策のモニタリングまで実施しております。また、発生防止や早期発見については、「コンプライアンス研修」や「コンプライアンスセルフチェック」の実施、また、「コンプライアンス情報誌」や「コンプライアンス行動基準」の配布などを実施し、全役職員へ法令遵守と企業倫理を浸透させ、コンプライアンス意識・知識の向上を図っております。
- (3) 年間監査計画に基づく「経営監査部」による業務監査の実施や、内部通報制度の運用により、不正行為などの早期発見に努めております。

### 6. 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

異動等は監査等委員会の同意を得て行っております。

- (1) 当社グループに適用する「コンプライアンス行動基準」を定め、それを担保する社内規程を整備・運用するとともに、グループ各社が適切な内部統制システムを構築するよう当社主管部署による指導、また、役員を派遣し指導・監視を行うなど、企業集団内部統制システムの体制整備と運用を推進しております。
- (2) 当社グループの内部通報制度である「コンプライン」を社内窓口(総務部門及び監査等委員会室)のほか、社外の通報窓口も設置し、通報者が利用しやすい環境を整えております。
- (3) グループ各社からの報告体制につきましては、「関係会社管理規程」に定めており、各カンパニー経営会議、国際事業経営会議で毎月の業況を報告し、必要に応じ関連資料や質疑応答等を通じて確認をするなど、業績管理・経営管理を実施しております。
- (4) 「経営監査部」によりグループ各社の内部監査を実施することにより、グループ全体の内部統制の有効性を確認しております。また、金融商品取引法に基づく、財務報告に係る内部統制についても年度基本計画に基づいて適切に対応しております。
- 7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役(監査等委員であるものを除 く)からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 監査等委員会の専任スタッフとして、業務執行部門から独立した「監査等委員会室」を監査等委員会の 直轄下に設置しており、監査等委員会スタッフは監査等委員会もしくは監査等委員会が選定する監査等 委員の指揮命令で職務を行っております。なお、監査等委員会室長の人事考課は監査等委員会が行い、
- 8. 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (1) 監査等委員会から報告を求められた者は、迅速かつ的確に報告をしております。グループ各社監査役の 監査報告書は適時、監査等委員会に報告されており、また、監査等委員会が設置した「グループ監査役 会議」において各社監査役から、各社の内部統制状況について報告を受けることなどにより、各社監査 役と連携を図り、企業集団全体の監査環境の整備に努めております。
- (2) 「経営監査部」は、内部監査の計画、内部監査結果について、代表取締役及び監査等委員会に報告をしております。
- (3) 内部通報等を通じて通報を受けた者は、通報状況及びその内容を、直ちに監査等委員会に報告をしております。
- 9. 直接通報窓口その他を通じて報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

直接通報窓口その他を通じて通報した者に対して、当該通報を理由としていかなる不利益をも受けない

ようコンプライアンス・ヘルプライン運用規則にて保護規定を設け適切に運用しております。

- 10. 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 監査等委員会が、監査等委員の職務執行上必要と見込まれる費用について請求をした場合、当社は当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。
  - (2) 代表取締役と監査等委員会との相互の認識を深める観点から、定期的に会合を開催し、両者の意見交換を行うとともに、監査等委員会が代表取締役の諸課題の取り組み状況について確認を行っております。
  - (3) 内部監査部門長は、監査等委員会からの指示に対し積極的に協力しております。
  - (4) 内部監査部門長の人事異動及び人事考課は、監査等委員会の事前同意を得て行っております。
- (注)上記の内部統制システム基本方針は、2022年5月31日現在のものを記載しております。

# Ⅲ. 会社の支配に関する基本方針

当社は、株主の皆様に長期にわたり株式を持ち続けていただくことが重要と考え、業績の向上により企業価値を高めていくことに努めており、現時点では買収防衛策について特に定めておりません。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数については、それぞれ表示単位未満は切捨て、比率は四捨五入により表示しております。

# <u>連 結 貸 借 対 照 表</u> (2022年5月31日現在)

(単位:百万円)

			(単位・日/川 川
科目	金額	科目	金額
(資 産 の 部)		(負債の部)	
流 動 資 産	141,698	流動負債	121,826
現金及び預金	18,420	支払手形及び買掛金	49,361
受取手形、売掛金及び契約資産	55,105	電子記録債務	20,339
電子記録債権	5,486	短期借入金	12,103
有価証券	1,492	1年内返済予定の長期借入金	17,501
商品及び製品	19,507		550
	15,931	未払法人税等	1,381
原材料及び貯蔵品	17,407		380
その他	9,105	工事損失引当金	22
算 倒 引 当 金	△758	一で 一 の 一 他	20,185
固 定 資 産	126,772	固定。負点債。	61,039
有 形 固 定 資 産	102,115	長期借入金	40,698
建物及び構築物	22,609	リ ー ス 債 務	700
機械装置及び運搬具	19,849	繰 延 税 金 負 債	1,130
土     地       リ     ー     ス     資     産	54,350	土地再評価に係る繰延税金負債	4,660
リース資産	987	製品改修引当金	827
建 設 仮 勘 定	1,317	製品改修引当金 退職給付に係る負債	10,595
そ の 他	3,001	資 産 除 去 債 務	476
無形固定資産	4,207	その他	1,949
o $h $ $h$	1,674	負 債 合 計	182,865
リース資産	10	(純資産の部)	
そ の 他	2,522	株 主 資 本	72,864
投資その他の資産	20,449	資 本 金	15,000
投資有価証券	11,133	資本剰余金	31,929
長期貸付金	81	利益剰余金	26,188
退職給付に係る資産	5,526		△252
操 延 税 金 資 産	216	その他の包括利益累計額	9,699
- R	4,155	その他有価証券評価差額金	764
その他貸倒引当金	△664		196
		MR ME	3,835
			936
		湯 曽 揆 昇 調 笠 勯 足   退職給付に係る調整累計額	3,966
			3,900 <b>3,040</b>
			85,605
資産合計	268,470		268,470
	200,470	負債 純資産合計	200,470

<sup>(</sup>注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2021年6月1日から2022年5月31日まで)

(単位:百万円)

IN -			在一下・ロンカカ
科目		金	額 2.40.552
売 売 売 <b>た</b> <b>た</b> <b>た</b> <b>た</b> <b>た</b> <b>か</b> <b>か</b> <b>か</b> <b>か</b> <b>か</b> <b>か</b> <b>か</b> <b>か</b> <b>が</b> <b>か</b> <b>が</b> <b>が</b> <b>が</b> <b>が</b> <b>が</b> <b>が</b> <b>が</b> <b>が</b> <b>が</b> <b>が</b>	高価 益費 益		340,553
売 上 原	100		271,272
売 上 総 利	益		69,281
販売費及び一般管理 営業利	)		65,498 <b>3,782</b>
営業利	益		3,/82
受 取 利 受 取 配 当 y 以 保 険 配 当 金 等 収 持 分 法 に よ る 投 資 利 為 替 差 助 成 金 収	息金入益益入	35	
受 取 配 当	金	191	
保険配当金等収	人	146	
持分法による投資利為	益	267	
為善養	益	199	
助成金収	人	113	
₹	他	529	1,483
営 業 外 費 用			
支 払 利 そ の	息	599	
	他 <b>益</b>	467	1,066
<b>経 常 利</b> 特 別 利 益	益		4,198
特员员	14	0.54	
固 定 資 産 売 却 投 資 有 価 証 券 売 却	益	261	
	益	230	10.4
	他	2	494
特员员		40	
固   定   資   産   売   却     固   定   資   産   除   却     減   損   損	預	48	
固定資産除却	預	435	
減損損	矢	1,270	
減     損       損     損       投資有価証券評価	損	19	
投資有価証券評価	損	8	4
7 0 T T T T T T T T T T T T T T T T T T	他	4	1,787
そ     の       税 金 等 調 整 前 当 期 純 利       法 人 税、住 民 税 及 び 事 業       法 人 税 等 調 整	損損失損損他 <b>益</b> 税額	4.55.	2,905
法人税、住民税及び事業	梲	1,984	
	額	275	2,260
当期純利	益		645
非支配株主に帰属する当期純利	」 <u>益</u>		249
親会社株主に帰属する当期純利			395

<sup>(</sup>注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2021年6月1日から2022年5月31日まで)

株

主

1,366

1,366

936

0

3,835

1,122

1,122

3,966

1,662

1,662

9,699

259

259

3,040

資

本

(単位:百万円)

 $\triangle 3$ 

△0 1,921

1,525

85,605

					資 本	金	資	本剰余金	利	リ益 剰	割余金	自己株	式	株主	資本	合計
当	期	首	残	高	1	5,000		31,92	.9		26,582	$\triangle$	248		7	3,262
会	計方針の	変更によ	る累積的影	響額							△1					△1
会計	方針の変更	更を反映	した当期首	残高	1	5,000		31,92	.9		26,580	Δ	248		7	3,260
当	期	変	動	額												
剰	余	金 (	の配	当							△786					△786
親	会社株主	に帰属す	する当期糾	利益							395					395
自	己 ;	株 式	の取	得									△3			△3
土	地再評	平価 差 額	額金の日	取崩							△0					△0
株芸	主資本以外	の項目の当	期変動額(	純額)												
当	期変	動	額合	計		_			-		△391		△3			△395
当	期	末	残	高	1	5,000		31,92	.9		26,188	Δ	252		7	2,864
							その	他の包括	舌 利 🕯	立 累 益	計額			•		
					その他 有価証券 評価差額金	繰延へ 損	ッジ 益					その他の包括利益 累計額合計	非 株 主	支配 計分	純合	資産計
当	期	首	残	高	990		798	3,835		∆430	2,844	8,037		2,781	8	34,081
会	計方針の	変更によ	る累積的影	響額												△1
会計	方針の変更	更を反映	した当期首	残高	990		798	3,835		∆430	2,844	8,037		2,781	8	34,079
当	期	変	動	額												
剰	余	金(	の配	当												△786
親	会社株主	に帰属す	する当期純	利益												395

△225

△225

764

△601

△601

196

自己株式の取得

土地再評価差額金の取崩

株主資本以外の項目の当期変動額(純額)

当 期 変 動 額 合 計

<sup>(</sup>注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(2) 一部を 手 資	96,724 4,175 2,877 4,357 43,914 41 11,132 9,975 5,538 405 8,701 4,423 2,327 △1,147 113,535 68,397 15,535 1,233 9,466 49 1,437 40,108 513 52 1,805 79 57 1,657	T	101,002 2,354 21,199 31,427 7,000 16,025 214 7,064 3,479 491 1,007 9,210 22 1,504 43,568 34,672 359 4,474 1,988 827 455 789
リース資産	3	負 債 合 計	144,570
他 券式金金金金金等用用産他金 資価社 期長債 払金金 他有会 対質 質権費費資 当 他有会 会 社対更前年税 の引 会 社対更前年税 の引 を 解会に更 の引 を 解会に更 の引 を 解会に更 の引 を 解会に更 の引 を 解会に更 の引 を 解会に更 の引 を 解表に更 の引 を と が の の 引 を かず	6 43,332 7,382 27,280 28 2,055 6 30 6 357 248 4,209 646 1,566 △487	株 資資本剰 資本剰 資本利 資子を 本の益の 本の益の を会余余式 差担の を会余余式 差担の を会余余式 差担の を会余余式 差担の を対して、 をがして、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 を	61,933 15,000 28,145 11,581 16,563 18,953 18,953 △164 3,755 704 △117 3,168
資産合計	210,259	純     資     産     合     計       負     債     純     資     産     合     計	210.259

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2021年6月1日から2022年5月31日まで)

(単位:百万円)

±31 🗆			年位・日刀刀
科目	<u>-</u>	金	額 240.607
売売売 上 総 月 管 理 版 売 費 及 び <b>利</b> 管 理 <b>営</b> 業 外 収	高価		240,697
│ 売 上 原	価 <b>益</b> 費 <b>益</b>		187,255 <b>53,441</b>
<b>売 上 総 利</b> 販売費及び一般管理	量		33,441 40,776
販売費及び一般管理 <b>営業利</b>	箕		48,776 <b>4,665</b>
営業     利       営業     外収	紐		4,005
	é	70	
受   取   利     受   取   配   当	尽	78	
リー・・・ 対 ・	立立	274 120	
	ול ת	118	
保 険 配 当 金 等 収 貸 倒 引 当 金 戻 入	八 <del>)</del>	7	
	<b>Ⅲ</b>	222	
型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型	息金引入益益他	408	1,229
営業外費用	IL.	400	1,229
	É	466	
支 払 利 そ の の もの	心	315	782
経 常 利	息 他 <b>益</b>	313	5,112
経     常     利       特     別     利	ш.		3,112
固定資産売却	益	1	
固定資産売却投資有価証券売却	益	141	
投 資 有 価 証 券 売 却 関 係 会 社 株 式 売 却	益 益 益	83	225
投資有価証券売却       関係会社株式売却       特別       大			
固定資産売却	損	2	
固定資産売却 固定資産除却	損	2 202	
減損損	失	50	
投資有価証券売却	損	19	
投資有価証券評価	損	8	
関係会社株式評価	損	0	
関係会社出資金評価	損	2,620	
そ の	他	1	2,906
税引前当期純利	益		2,431
法人税、住民税及び事業	税	1,002	
法 人 税 等 調 整	損損失損損損他 <b>益</b> 税額 <b>益</b>	285	1,287
当期純利	益		1,287 <b>1,143</b>

<sup>(</sup>注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# **株主資本等変動計算書** (2021年6月1日から2022年5月31日まで)

(単位:百万円)

			株	主 資	本		
			資本剰余金		利益剰余金		
	資本金	資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	15,000	11,581	16,563	28,145	18,602	△160	61,586
会計方針の変更による累積的影響額					△5		△5
会計方針の変更を反映した当期首残高	15,000	11,581	16,563	28,145	18,596	△160	61,581
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△786		△786
当 期 純 利 益					1,143		1,143
自己株式の取得						△3	△3
土地再評価差額金取崩額					△0		△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	_	_	_	_	356	△3	352
当 期 末 残 高	15,000	11,581	16,563	28,145	18,953	△164	61,933

		評価・換	算差額等			
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計	
当 期 首 残 高	939	762	3,167	4,869	66,456	
会計方針の変更による累積的影響額					△5	
会計方針の変更を反映した当期首残高	939	762	3,167	4,869	66,450	
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△786	
当 期 純 利 益					1,143	
自己株式の取得					△3	
土地再評価差額金取崩額					△0	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△234	△880	0	△1,114	△1,114	
当期変動額合計	△234	△880	0	△1,114	△761	
当 期 末 残 高	704	△117	3,168	3,755	65,688	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

# 独立監査人の監査報告書

2022年7月15日

三協立山株式会社 取締役会 御中

# 有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高野浩一郎

指定有限責任社員 公認会計士 山本健太郎

指定有限責任社員 公認会計士 森部裕次

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三協立山株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三協立山株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利宝関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の監査報告書

2022年7月15日

三協立山株式会社 取締役会 御中

# 有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高野浩一郎

指定有限責任社員 公認会計士 山本健太郎 業務執行計員

指定有限責任社員 公認会計士 森部裕次

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三協立山株式会社の2021年6月1日から2022 年5月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び 個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準に おける当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が 国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任 を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示す ることにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の 職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他 の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記 載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、ま た、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を 報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

# 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月20日

三協立山株式会社 監査等委員会 常勤監査等委員 本 川 透 (EII) 降 郎 出 (EII) 常勤監查等委員 西 長谷川 弘 一 常勤監査等委員 (ED) 長人 監査等委員 約 荒牧宏敏 監査等委員

(注) 監査等委員 長谷川弘一、釣長人ならびに荒牧宏敏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規 定する社外取締役であります。

以上

$\langle \times$	モ 欄〉		

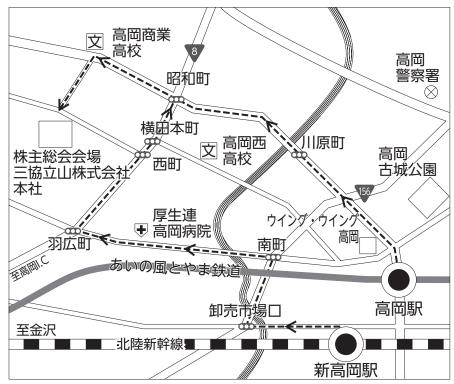
	$\langle \times$	Ŧ	欄〉				
_							
_							
_							
_							
_							
_							
_							
_							
_							
_							
_							
_							
_							
_							
_							

# 株主総会会場案内図

会 場:富山県高岡市早川70番地

三協立山株式会社 本社 ショウルーム

2階大ホール



交 通:鉄道 ……北陸新幹線 新高岡駅

1. 新高岡駅より会場までの交通の便

新高岡駅南□ バス1番乗り場より

①国吉・氷見方面行バス乗車約20分、「高岡商業高校前」下車、徒歩約5分

②福岡・石動方面行バス乗車約20分「瑞穂町」下車、徒歩約7分

2. 高岡駅より会場までの交通の便

高岡駅前北口 バス3番乗り場より

①国吉・氷見方面行バス乗車約10分、「高岡商業高校前」下車、徒歩約5分

②福岡・石動方面行バス乗車約10分「瑞穂町」下車、徒歩約7分

